



【治験に参加された場合の費用】

治験の場合、費用について国の定める制度（保険外併用療養費制度）が適用されています。これは、治験薬を使い始めてから、使い終わるまでの期間、治験のために必要なお薬代の一部や、患者さまが受けた検査（血液検査や、尿検査、レントゲン・CT等）の費用は、治験依頼者である製薬会社から支払われます。そのため、通常の診療で必要な医療費の負担が一部少なくなることがあります。

また、治験に参加していただくことで、外来患者さまの場合は決められた日に来院していただく日数が通常の治療より多くなることがあります。

そのため、患者さまに交通費などの負担を軽減する目的で「負担軽減費」が支給されます。。